

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)  
花・緑出展(企業・団体・個人)【屋内出展】 公募要領  
＜一次公募＞

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

その取組の一つとして、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)は、庭園作品や生産品(植物、装飾、資材)を展示するとともに、コンペティションに参加いただくことで技術や魅力を世界へ発信いただける出展(以下、「花・緑出展」という。)を募集します。

花・緑出展は、屋外出展と屋内出展があります。本公募要領は、屋内出展についてご案内します。

## 1 屋内出展の概要

### (1) 出展概要

GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマ(別添1参照)のいずれかに適合し、花と緑、農と食、生物、環境(カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ)などへの取組に関する屋内庭園、花き園芸植物、フラワーアレンジメント、生け花、盆栽などの作品を展示いただける出展方法です。

- (例) 花や緑で装飾された屋内庭園の展示  
切り花などの生産品や花き園芸植物の展示  
地域の植物を用いた伝統工芸品の展示 等

### (2) 出展内容に関する要件

出展内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- ア GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマのいずれかに適合し、花・緑・農・食や環境への取組に関するものであること。
- イ 次に掲げるもののいずれかに該当しないこと。
- (ア) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
  - (イ) 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
  - (ウ) GREEN×EXPO 2027の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
  - (エ) 不当な利益を上げることが目的とするもの
  - (オ) 特定の宗教の布教活動を目的とするもの
- ウ 市場取引において価値を有するものであること。ただし、次の場合はこの限りではない。
- (ア) 学術的価値があるもの
  - (イ) 芸術的価値があるもの

- (ウ) 希少的価値があるもの
  - (エ) 幅広い愛好者等の参加協力によって展示されるもの
  - (オ) 産業振興や地域振興の意義があるもの
- エ 出展期間における展示物及び作品を最適かつ最良な鑑賞状態で維持すること。

### (3) 出展期間

屋内出展には全期間出展と短期間出展があります。それぞれの出展期間は次のとおりです。

ア 全期間出展:192日間/2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日)

イ 短期間出展:9日間(入替制、開催期間中に27回の入替を予定)

※短期間出展の時期は、表-1を参考に選択してください。複数期間の出展も可能です。

【表-1 短期間出展における季節テーマと出展イメージ】

時期	季節テーマ	出展イメージ
3-4月	春/華やかな春の花々	切り花、いけばな、フラワーアレンジメント、フラワーガーデン 等
5-6月	初夏/暮らしの中の花・緑	盆栽、バラ、観葉植物、多肉植物、造園資材、伝統工芸品 等
7-8月	夏/植物からの学び	ユリ、農作物、果樹、熱帯植物、植物アート、生き物と植物 等
9月	秋/秋の花々と実り	切り花、いけばな、フラワーアレンジメント、フラワーガーデン、農作物 等

※上記の出展イメージのほか、出展時期ごとに季節や地域特有の花や緑も出展できます。

### (4) 出展場所

シンボルゾーン内に整備される屋内出展作品の展示専用施設(以下、「屋内出展施設」という。)において、表-2のとおり、出展区画を配置する予定です(別添2参照)。1区画あたり20㎡(4m×5mの形状)として、複数区画の使用が可能です。

【表-2 屋内出展の区画数】

スペース	規模
全期間出展スペース	25区画程度(※)

短期間出展スペース	40区画程度 (20区画程度×2か所を入替えて使用、図-1参照)
-----------	-------------------------------------

※全期間出展スペースは公式参加者(外国政府・国際機関)と共用です。公式参加者が優先配置となるため、区画数が変動することがあります。

出展を希望する時期及び区画数は、応募時に参加申込書により提出いただきます。出展いただく時期及び区画数については、協会において、応募状況等を踏まえた調整を行い、出展内定時にお伝えします。

なお、屋内出展施設は建築面積4,000㎡程度で、施設内のレイアウトや設備関係の詳細は、今後お知らせします。また、屋内出展施設に隣接して、荷さばき場を設置予定です。

	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
Aエリア(日数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
Bエリア(日数)	⑧	⑨						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						①	②

※直前の展示会

■(土曜)～(翌金曜)

- Aエリアは公開
- Bエリアは施工中のため閉鎖(前週の展示)

■(土曜)～(日曜)

- Aエリアは引き続き公開
- Bエリアも公開

■(月曜)～(金曜)

- Aエリアは施工のため閉鎖
- Bエリアは引き続き公開(日曜まで)

※屋内出展の短期間出展は、20区画程度の展示スペース2か所を交互に公開します。

【図-1 屋内出展(短期間出展)入替イメージ】

## 2 募集内容

### (1) 募集する事項

GREEN×EXPO 2027のテーマ・サブテーマとの関連性を踏まえた上で、出展の目的や内容、規模等を検討いただき、参加申込書(様式1-2、詳細は6(4)参照)により申し込みください。

### (2) 屋内出展に係る条件

屋内出展に係る出展条件については、表-3のとおりです。

【表-3 屋内出展の出展条件】

項目	内容
出展料	出展料は、無料です。
出展者の費	屋内展示の企画・設計、出展作品の施工、出展作品の維持管理、演出用

用負担	<p>の電気・水道の使用、出展区画内の原状回復及び処分等に係る費用については、出展者の負担となります。(詳細は2(4)参照)</p> <p>なお、演出用の電気・水道料金は、使用量に応じた実費相当の負担を予定しており、今後お知らせします。</p>
協会が提供する出展区画の仕様等	<p>(1) 区画の仕切り 出展区画の境界の角スミをテープ等で明示した状態で引き渡します。隣接する出展区画とは、最低限(500 mm程度)の距離を置きます。間仕切り壁等は検討中です。</p> <p>(2) 床仕上げ 透水性コンクリート舗装の土間渡しの予定です。原則、アンカー等を打つことはできません。</p> <p>(3) 照明設備 平均1,000ルクスの基本照度を予定しています。 演出照明等が必要な場合は、出展者にてご用意ください。</p> <p>(4) 温度・湿度設定 館内の温度・湿度の設定は、以下のとおりを予定しています。 ◇温度:夏期 概ね25.5~27℃目安 ◇湿度:概ね 50~60%目安 ※外気等により変動することがあります。</p> <p>(5) 電気設備 1区画あたり100v・1.5kw、コンセント1口の提供を予定しています。</p> <p>(6) 什器・備品 出展区画内の造作・施工・展示に使用できる備品(机・椅子等)はレンタルを行う予定です。レンタル品一覧、価格等は今後お知らせします。</p> <p>(7) 転倒防止策 展示物はすべて安全対策・転倒防止策を行ってください。</p>
出展区画内で実施可能な活動等	<p>出展区画において、出展面積の5%以内で出展内容に関連するPR活動を実施することが可能です。</p> <p>応募時に参加申込書にてPR活動の有無及び内容を提出し、出展内定後に、出展事務局と内容を協議し承認を得る必要があります。</p> <p>なお、実施する活動(例:無償での飲食(試飲や試食)を伴うPR活動)に応じて、食品衛生法や消防法、その他関係法令が定める手続きを遵守してください。</p> <p>(PR活動の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出展者や出展作品を紹介する情報の掲示</li> <li>・出展作品の解説や野点等のイベントの実施</li> <li>・出展者によるプレゼンテーション、デモンストレーション 等</li> </ul>

夜間開園	夜間開園は、会場の一部で週末を中心に実施する予定です。屋内出展施設においても、原則夜間開園を実施することを検討しています。詳細は、今後お知らせします。
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動</li> <li>・出展区画内における、有償での商品・サービスの提供</li> <li>・出展区画の入場料を徴収すること</li> <li>・寄付を募ること</li> <li>・その他、上記の出展条件及び本要領に記載する内容に反すること</li> </ul>

### (3) 屋内出展にあたり考慮いただきたい事項

屋内出展にあたり、下記の事項について、ご考慮いただきますようお願いいたします。

#### ア 「市民参加」関係

GREEN×EXPO 2027では、開催期間中に、催事やボランティア等による市民参加の各種プログラムを実施することを検討しています。出展内容に応じて、市民参加のプログラムとの連携や協力について、併せてご考慮ください。

#### イ 「サステナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX(グリーンTRANSフォーメーション)の実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、本博覧会における仮設建築物は、環境に配慮された「GREEN サーキュラー建築」とします。

※GREEN×EXPO 2027での「サステナビリティに関する取組み」については、協会ホームページをご参照ください。

[https://expo2027yokohama.or.jp/news/news\\_20240118/](https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)

### (4) 作業及び経費負担の役割分担

出展区画の設計から撤去までの作業及び経費負担の基本的な役割分担は、表-4のとおりです。

【表-4 屋内出展における役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		出展者	協会	出展者	協会
設計	屋内展示の企画・設計	○		○	
工事	出展区画の設置		○		○
	出展作品の施工(展示装飾、保険対応含む)	○		○	
	電気設備の設置(電源・コンセントの設置)		○		○
	電気設備の区画への配線(延長コード等)	○		○	
	出展者銘板の設置		○		○
維持管理	出展作品の維持管理(植替え、かん水、施肥、補修、清掃、花がら摘み、病虫害防除等)	○		○	
	共用給水場所の提供		○		○
	演出用の電気・水道の使用	○		○	
	一般的な会場管理(屋内出展施設内の巡回・清掃等)		○		○
	ごみの処分	○		○	
撤去	出展区画内の原状復旧及び処分	○		○	

## (5) 有償での商品・サービスの提供、催事等について

有償での商品・サービスの提供、催事、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動等を希望する場合は、出展期間中に限り、屋内出展施設内に設置する「イベントスペース(仮称)」を優先的に利用することができます。

また、屋内出展施設以外での「営業参加」及び「催事参加」の詳細については、今後お知らせします。

## 3 各種法令・規則等の遵守

出展者は、出展等に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×

EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン(今後順次公表予定)、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

#### 4 コンペティションについて

GREEN×EXPO 2027開催期間中にAIPH(国際園芸家協会)規則に基づき、AIPHに承認された審査員によるコンペティションを実施します。世界各国から多数の参加者が集い、庭園や切り花、盆栽など様々な分野でその技術や知識を競い、花き園芸・造園業界における技術の向上、産業の発展、文化の振興等に大きく貢献することが期待されます。

コンペティションのカテゴリーは、植物や庭園、植物加工作品のほか、園芸や農業、造園に関する技術、緑化技術など、多様な項目を予定しています。屋外出展(庭園)、屋内出展(全期間出展の庭園)は、コンペティションへ自動エントリーとなる予定です。

コンペティションの詳細は、今後お知らせします。

また、AIPH規則に基づくコンペティションのほか、サステナビリティ、GX、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル等をテーマとした、GREEN×EXPO 2027独自のコンペティションについても検討しています。

#### 5 出展者への特典

出展者には、参加形態・規模に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部の提供を予定しています。

##### (1) 呼称権

GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)との関わりを示す呼称を表示する権利(ただし商品への使用は除く)

(例) GREEN×EXPO 2027 ○○パートナー ※今後提示する予定です。

##### (2) 会場内名称表示権

社名等を当該出展場所内の媒体・アイテム等へ表示する権利

##### (3) 公式ロゴマーク使用権

公式ロゴマークを使用する権利(ただし商品への使用は除く)

##### (4) 式典等への招待

主催者が開催する式典等への招待

※利用範囲や利用方法については、今後提示する予定です。

※2024年3月時点のものであり、今後追加・変更することがあります。

#### 6 応募手続き

##### (1) 出展参加資格

###### ア 出展参加資格

参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団

体・個人であることが必要です。

ア-1 企業・団体等の場合

- (ア) 法人格を有するか、又は権利能力なき社団の要件を備えていること。
- (イ) 応募に関する責任者が2024(令和6)年7月31日時点で18歳以上であること。
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

ア-2 個人の場合

- (ア) 2024(令和6)年7月31日時点で18歳以上であること。
- (イ) 成年後見登記ファイルに登録されていないこと。
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始決定を受けて復権を得ない者ではないこと。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

イ 複数の企業・団体・個人等の構成

複数の企業・団体・個人等を構成員として参加申込をするときは、各構成員が6(1)アに掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体・個人等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会、企業同士の共同企業体、有志グループ等からの参加申込等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体・個人等の関係が明確になるように、企業・団体・個人等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

ウ 本店又は主たる事務所もしくは現住所が海外にある企業・団体・個人による参加申込

本店又は主たる事務所、もしくは現住所が海外にある企業・団体・個人から参加申込があった場合には、6(1)アについて当該国における同等の法律等の要件を満たし、かつ「2027年国際園芸博覧会一般規則」第12条、及び「2027年国際園芸博覧会 特別規則第2号」第14条に基づき、協会からその企業・団体・個人の本店又は主たる事務所、もしくは現住所が所在する国等の政府に参加申込があった旨を通知し、協会宛てに当該政府代表又は当該政府において参加について承認する旨の回答を得られることが要件となります。



(2) 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。なお、スケジュールの詳細は、今後お知らせします。

<公募スケジュール>

2024年3月19日(火)	一次公募要領公表、質問受付開始
2024年3月26日(火)	一次公募受付開始
2024年7月	質問受付締切、一次公募受付締切
2024年8月	審査
2024年9月以降	一次公募出展者内定、出展内定者説明会実施
2024年秋以降	二次公募受付開始(※) 出展区画決定、出展契約の締結 出展者による企画検討・設計、出展計画の提出

※一次公募での応募状況を踏まえ、二次公募を実施しない場合があります。二次公募のスケジュールは実施決定時に別途お知らせします。

<公募後のスケジュール>

2027年2月から	区画の引渡し(屋内出展・全期間出展)
2027年3月19日(金)	GREEN×EXPO 2027開会
2027年9月26日(日)	GREEN×EXPO 2027閉会
閉会后	展示物の撤去、敷地を原状回復のうえ返還

※屋内出展(短期間出展)の区画引渡しは、各展示会開催の2日前を予定しています。

(3) 質問受付

ア 質問票の提出

(ア) 受付期間

2024年3月19日(火)から一次公募受付締切の日の一週間前まで

(イ) 提出方法

質問票(様式6)に質問内容を記載し、出展事務局へ電子メールで提出してください。

◇件名: 【質問】2027年国際園芸博覧会 花・緑出展(屋内出展)

◇アドレス: [shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp](mailto:shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp)

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

(ウ) 提出の確認

質問票が送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に受信した旨の返

信メールを送信します。出展事務局からの返信メールが届かない場合は、電話(電話番号: 045-307-2057)で問い合わせてください。

※電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日を除く) 9時から17時まで

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>)に掲載します。

これによる追加掲載事項は、本公募要領の一部となり、すべての参加申込者に適用されることがありますので、随時ご確認ください。

(4) 応募手続

ア 公募要領の提供及び提出書類の受付

(ア) 提供期間

2024年3月19日(火)から一次公募受付締切の日まで

(イ) 提供方法

協会ホームページ(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>)からダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

(ウ) 応募受付期間

2024年3月26日(火)から2024年7月まで

※応募受付締切の日については、今後お知らせします。

※郵送の場合、応募受付締切の日の消印があるものまでを有効とします。

(エ) 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ電子メールにて提出してください。電子メール送付の際、件名は「【送付】花・緑出展にかかる提出書類について(屋内出展)」としてください。

※原則として電子メールにてご提出いただきます。電子メールでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、協会に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

◇提出書類の送付先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 展示出展部 展示課(出展事務局)

E-mail :shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13松村ビル本館3階

(オ) 提出の確認

提出書類を送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。郵送による提出の場合は、電話にてご連絡します。出展事務局か

らの連絡がない場合は、6(3)アと同様、電話(電話番号:045-307-2057)で問い合わせてください。

(カ) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。

イ 提出書類

(ア) 下記の【応募に必要な書類等】を提出してください。

(イ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

(ウ) 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

(エ) 参加申込書(様式1-2)は、その各項目における記載事項がない場合には、「該当する内容はあります。」等と記載したうえで提出してください。

(オ) 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、出展参加資格を失うことがあります。

(カ) 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、出展事務局が指示する場合は除く。)

【応募に必要な書類等】

①2027年国際園芸博覧会花・緑出展(企業・団体・個人)参加申込書【屋内出展】(様式1-2)

②複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合構成員届出書(様式2)

③複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合構成員の関係を説明する資料(団体規約、関連図等)

④持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)

⑤誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式4)

⑥【任意】過去のイベント等における出展実績資料(様式5)

⑦質問票(様式6)

※⑥過去のイベント等における出展実績資料(写真、イメージイラスト、図面等)は任意提出となります。出展時期の検討等に活用させていただきます。実績がない場合は提出不要です。

ウ 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

## エ その他

- (ア) 屋外出展・屋内出展のどちらにも応募することができます。また、複数の応募が可能です。複数の応募の場合は、1出展につき1参加申込書の提出が必要です。
- (イ) メールで提出する場合は、協会の受信サーバの容量上限のため、合計8MBまでとしてください。容量を超える場合は、圧縮もしくは分割して送信してください。
- (ウ) 郵送で提出する場合は、A4サイズで提出してください。
- (エ) 郵送で提出する場合は、封筒の表面に以下の内容を記載してください。

「花・緑出展(企業・団体・個人) 参加申込書 在中」

- (オ) 提出書類に記載された情報は、参加申込の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。出展事務局において、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。ただし、参加申込の決定に必要な限度で日本国政府(農林水産省及び国土交通省等)・神奈川県・横浜市へ提供することがあります。ご了承のうえ記入ください。その他、協会のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する基本方針)については、協会ホームページをご覧ください。

協会ホームページ:<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>

- (カ) 提出書類の持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)の作成に当たりましては、「持続可能性に配慮した調達コード」、「持続可能性に関する特記事項」、「誓約書」をご覧ください。

協会ホームページ:

[https://expo2027yokohama.or.jp/news/news\\_20240118/](https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)

- (キ) 参加申込の取下げを行いたい場合は、出展事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。出展事務局から参加取下書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

## (5) 出展者決定に関する事項

## ア 審査方法

協会は、表-5のとおり、審査項目に従い提出書類の審査を行い、出展者を決定します。なお、参加申込書の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

【表-5 審査項目及び審査内容】

審査項目	審査内容
出展参加資格	・出展参加資格(6(1)参照)を有しているか。
GREEN×EXPO 2027テーマ・サブテーマとの関連性	・GREEN×EXPO 2027のテーマの実現を目指す内容となっているか。 ・サブテーマのいずれかに当てはまる内容となっているか。

	いるか。
計画の実現性・具体性	・出展の実現可能な計画を有しているか。

#### イ 審査結果の通知

(ア) 審査結果は採択に関わらず、電子メール(電子メールがない場合は郵送)で個別に通知します。万一、2024年9月までに審査結果が届かなかった場合は、出展事務局に電話又は電子メールで問い合わせてください。

(イ) 審査結果で出展が内定となった者(以下、「出展内定者」という。)には、出展承諾書(内定通知)を交付します。

(ウ) 出展内定者の名称等については、協会ホームページにて公開する可能性があります。

#### ウ 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

#### エ 内定の辞退

出展内定を辞退する場合は、出展事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。出展事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

#### (6) 出展区画の割り当て

ア 出展参加のため使用する区画割り当てについては、会場全体のレイアウトを考慮し、協会が決定します。

イ 割り当てられた敷地は、第三者へ転貸することはできません。

ウ 出展事務局は、既に割り当てた敷地を必要があれば変更することがあります。その際は、事前に出展内定者に連絡します。

#### (7) 出展内定者説明会

出展内定者は、「出展内定者説明会(以下、「説明会」という)」に、出席してください。説明会の詳細については、出展内定者に電子メール又は郵送で通知します。

・実施日:2024年10月以降(審査結果通知後)

・場 所:横浜市内(オンラインでの実施も検討中)

#### (8) 契約手続について

- ア 出展内定者は、協会との間で出展契約を締結します。出展契約の締結をもって、本博覧会の花・緑出展が確定します。
- イ 出展契約は、指定された区画の使用と花・緑出展に関する事項を主たる内容とします。出展契約の締結をもって、出展する区画の位置が確定したものとみなします。
- ウ 出展契約にあたり、花・緑出展に関する事項については、出展者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、出展事務局は、出展者に内容の変更を求める場合があります。
- エ 出展内定者が契約締結日までに出展参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったとき、その他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、出展契約を締結しないことがあります。
- オ 契約締結後であっても、出展事務局からの問い合わせに応答がない場合や出展内容が本博覧会にふさわしくない(例:1(2)の要件を満たさない)と出展事務局が判断した場合等においては、開催前・開催期間中を問わず、契約を取り消すことがあります。
- カ 上記以外の契約手続きに関する詳細については、別途、出展内定者にのみ通知します。

(9) その他

- ア 出展事務局からの連絡は、原則は電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、出展者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。  
参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> [expo2027yokohama.or.jp](mailto:expo2027yokohama.or.jp)

- イ 出展事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 展示出展部 展示課(出展事務局)

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館 3 階

E-mail:[shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp](mailto:shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp)

電話番号:045-307-2057 14

※電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日を除く) 9時から 17 時まで